

静岡市議会 2021 年 11 月定例会 総括質問

2021 年 12 月 3 日

松谷 清議員

2. コロナ禍のひとり親家庭の支援について

<松谷清 質問>

1)新型コロナウイルスのオミクロン変異株登場で第6波への懸念が高まっています。政府は、55兆円予算を閣議決定し貧困格差に対しての現金給付などコロナ対策を開始しました。ひとり親家庭支援に対する切れ目のない相談者への伴走型支援の継続が求められます。静岡市は、ひとり親家庭の相談・就業支援として県の母子寡婦連合会、市の母子寡婦福祉会への随意契約による委託を行っています。

2020年度に、県母子寡婦連合会に委託した「母子家庭等就業・自立支援センター運営事業」と、静岡市母子寡婦福祉会に委託した「ひとり親家庭等総合サポート事業」における相談窓口の相談件数と主な相談内容は、どのようなものなのでしょうか。

<子ども未来局長 答弁>

本市では、ひとり親家庭の自立促進と生活の安定のために幅広い支援を行うことができるよう、「母子家庭等就業・自立支援センター運営事業」と、「ひとり親家庭等総合サポート事業」の2つの事業の運営を委託しており、それぞれが役割分担しながら、総合的な支援を行っています。

まず、静岡県母子寡婦福祉連合会に、静岡県、浜松市と共同で委託する「母子家庭等就業・自立支援センター運営事業」では、就業セミナーや職業紹介のほか、離婚後の養育費や子どもとの面会交流の相談などを行っています。

令和2年度の相談件数は、相談内容ごとの延べ件数が3,140件で、主なものは、求職・転職に係る相談、資格取得や職業訓練に係る相談、面会交流に係る相談です。

次に、静岡市母子寡婦福祉会に委託する「ひとり親家庭等総合サポート事業」では、就業や生活に関する相談全般のほか、自立に向けた支援計画の策定やひとり親家庭へのヘルパー派遣などを行っています。

令和2年度の相談件数は、相談した人数は202人で、主なものは、離婚に悩む方の離婚後の支援や手続きに関する相談、求職や転職に係る相談、生活困窮に係る相談です。

<松谷清 質問>

2)「母子家庭等就業・自立支援センター運営事業」と「ひとり親家庭等総合サポート事業」の相談窓口における情報共有、連携はどのように実施していますか。

<保健福祉局長 答弁>

2つの窓口は、それぞれが役割分担しながら支援を実施しており、中でも就業に関する相談については、相談者の状況に最も適した支援を行うため、それぞれの窓口だけで対応するのではなく、必要に応じて情報共有を図り、連携した支援を行っています。

例えば、「ひとり親家庭等総合サポート事業」の窓口で就業の相談があった場合は、無料職業紹介を実施している「母子家庭等就業・自立支援センター運営事業」につなぎ、2つの窓口が情報共有しながら、より相談者に適した就職先を斡旋しています。

また、「母子家庭等就業・自立支援センター運営事業」の相談者について、資格の取得など就職まで一定期間の支援が必要な場合には、「ひとり親家庭等総合サポート事業」につなぎ、そこで、相談者の自立支援計画を策定し、2つの窓口が連携して、計画に沿って中長期的な支援を行っています。

<松谷清 質問>

3) 昨年度の県、市の相談状況について答弁をいただきました。就労という分野など共同で連携されている実情がわかりました。今年に入り静岡市母子寡婦福祉会内部でパワハラと推測される運営をきっかけに熟練された相談職員が4月～6月相次いで退職され様々な委託事業の滞りが心配されて来ました。お手元資料は、委託事業の一つ自立支援プログラム策定事業の4月、5月、6月の報告書です。新規の相談者は4月、5月にそれぞれ1件のみ、4月のアフターフォローは5件、5月はゼロ、昨年、ゼロという月はありません。6月は4月のコピーした内容を貼り付け、フォロー日が4月30日、6月30日同一日というものです。この報告書では、委託事業が実施したことになっているのか、はなはだ疑問です。

そこで、昨年の報告書と比較して見ました。昨年の4月～6月のプログラム策定数は19件、今年はずっとの2件、アフターフォロー数、継続案件数含め昨年、33件で今年が先に紹介した5件のコピー合わせ10件です。担当者の入れ替わりでまともに実施されていなかった事が推察されます。

「ひとり親家庭等総合サポート事業」における2021年4月からの相談窓口はどのような体制で行い、どのような職員配置しているのか。また、職員に対して、個人情報保護の研修等どのように実施していますか。

<子ども未来局長 答弁>

まず、相談窓口の体制としては、委託契約の仕様で、ひとり親の就業相談や生活に関する助言指導を行う就労支援専門員1名と、就労支援専門員から引継いだ方に対し自立・就業のための支援計画を策定し支援を行うプログラム策定員1名の計2名を配置することになっています。

配置する職員は、委託契約の仕様において、就労支援専門員は、公共職業安定所等での勤務経験を有するとともに、ひとり親家庭の福祉の増進に理解があることを要件とし、プログラム策定員は、就労支援専門員の要件に加え産業カウンセラーの有資格者であることが必要です。

4月以降の配置状況を確認したところ、6月に就労支援専門員が長期間休んだため、仕様に定める資格を持たない事務局職員が代わりに従事していたこと、7月に就労支援専門員が単独で配置すべきプログラム策定員を兼務していたことが判明しました。

6月と7月の業務実施については、代わりに従事した事務局職員がひとり親支援に関する知識を有していたこと、兼務した就労支援専門員は、以前に本業務のプログラム策定員として勤務があることから、相談に見えた方への対応はできていたものと考えているが、委託契約に定める仕様を正しく履行していないことについては、関係部局に確認し対応していきたいと考えています。

なお、8月以降は、適正に配置していることを確認しています。

次に、個人情報保護の研修等については、窓口配置する職員に、契約書に添付する「個人情報の保護の取扱いに関する仕様書」を渡しているのみで、その内容の説明や研修等は行われていませんでした。

「ひとり親家庭等総合サポート事業」の相談窓口相談される方は、様々な事情をお持ちの方もあり、業務の性質上、個人情報の取扱いには特段の配慮が必要であることから、現在の取組みでは、十分とは言えないと考えています。

そのため、受託者に対し、個人情報を適切に取扱う必要性について、改めて認識することを求めています。

<松谷清 質問>

4)「ひとり親家庭等総合サポート事業」を、葵区役所子育て支援課フロアに共通スペースの提供を受けている静岡市母子寡婦福祉会に随意契約している理由は何か。

<子ども未来局長 答弁>

- ・ 本事業を実施するにあたっては、関係機関と連携しながら、ひとり親家庭の状況を把握し、相談者の気持ちに寄り添って、子育て支援や生活支援等の幅広い支援を行う必要がある。
- ・ こうしたことから、業者の選定にあたっては、継続的にひとり親家庭に対し支援を行ってきた実績があり、事業を実施するために必要な知識やノウハウを有し、的確に事業が実施できることが必要であるため、当事者団体である市内の母子・父子福祉団体で、委託が可能と思われる2つの団体に意向を確認した。
- ・ その結果、静岡市母子寡婦福祉会から事業の実施が可能との回答を得たため、業者として選定し、随意契約を締結している。

<松谷清 質問>

5) 2021年度の委託事業のうち、ひとり親家庭相談窓口設置事業と母子自立支援プログラム策定等事業の4月～6月の月別報告について、調査されたとのことですが、どのように評価していますか。

<子ども家庭課答弁>

まず、ひとり親家庭相談窓口設置事業の報告は、相談窓口における相談件数と、そのうち就労につながった件数が報告されています。

本年4月以降、特に7月までの相談件数は毎月5件程度で、就労件数は実績がない。これらの件数については、原因はわからないが、前年に比べ減少しています。

なお、相談に見えた方すべてに、対応していることを確認している。

次に、母子自立支援プログラム策定等事業の報告は、就労を希望する方のうち、就労に向けての支援計画を策定した人数と対象者ごとの支援メニュー、相談等の支援の状況が報告されています。

異なる月の報告において、同一人物の支援メニューについて同じ内容の記載となっていることを確認しているが、これは、支援計画に基づく支援メニューは、当初決めた内容に基づき支援を行うためであり、本年4月以降の報告内容をそれぞれの個票と突合し、記載内容に誤りがないことを確認しています。

<松谷清 質問>

6) 答弁では「6月に就労支援専門員が長期間休んだため、委託契約に定める仕様を正しく履行していないこと、個人情報保護の研修等についてはその内容の説明や研修等が行われていなかった、4月以降、特に7月までの相談件数は毎月5件程度で、就労件数は実績がない、原因はわからない」とのことです。相談窓口事業においても昨年の4月～6月 60 件なのに今年は 12 件、5 分の 1 以下です。仕様書に沿わない事業については委託費の返還が必要になります。

昨年のプログラム策定の一つの一つの案件を読んでいくとひとり親家庭の厳しい現状が伝わってきます。コピペされた 5 件の 2 番目の離婚のケース、4 番目の W ワークがコロナ禍で一つを失ったケース。この方々は、昨年それぞれ 6 回に渡ってアフターフォローとなっています。相談窓口事業の 202 件の報告の元の個人別相談記録は、市が保有する個人情報で、母子寡婦福祉会に保存されています。弱い立場の方々に寄り添わなければならない母子寡婦福祉会の内部でパワハラ的運営が行われ不正常的な状態が発生しました。

この際、部分的な調査でなく、委託事業の目的でもあるひとり親家庭の実情と新たな需要を把握するためにも全面的調査が必要です。強く要望しておきます。

当事者団体などひとり親家庭支援の団体は多様な形態となってきています。母子寡婦福祉会との随意契約が法に準拠することは理解できますが、「ひとり親家庭等総合サービス事業」について、今後プロポーザル方式による委託を検討する考えはありますか。

<子ども未来局長 答弁>

本事業を実施するにあたっては、関係機関と連携しながら、ひとり親家庭の状況を把握し、相談者の気持ちに寄り添って、子育て支援や生活支援等の幅広い支援を行う必要があります。

こうしたことから、業者の選定にあたっては、継続的にひとり親家庭に対し支援を行ってきた実績があり、事業を実施するために必要な知識やノウハウを有し、的確に事業が実施できることが必要であるため、当事者団体である市内の母子・父子福祉団体で、委託が可能と思われる2つの団体に意向を確認しました。

その結果、静岡市母子寡婦福祉会から事業の実施が可能との回答を得たため、業者として選定し、随意契約を締結しています。